

令和4年度

苫小牧市定期監査及び財政  
援助団体等監査の結果報告

苫小牧市監査委員



## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類及び範囲	1
2	監査執行者	1
3	監査の対象部署等	1
4	監査の期間	3
5	監査の方法	3
第2	監査の結果	4
1	収入事務	4
2	契約事務	5
3	財政援助団体等事務	5
第3	監査意見	6
1	市が事務局を担当する財政援助団体について	6

※部署の名称は、令和4年9月1日現在のものである。

# 第1 監査の概要

## 1 監査の種類及び範囲

### (1) 定期監査

令和3年度及び令和4年度において執行した収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務に関する事務

### (2) 財政援助団体等監査

#### ア 財政援助団体

令和3年度及び令和4年度において、本市が補助金等の財政的援助を与えている団体で、補助金等の交付額が年500万円以上であるものの当該補助金等に係る出納その他の事務又は市が事務局を担当し、職員が出納事務を担当するものが執行した当該補助金等に係る出納その他の事務

#### イ 公の施設の指定管理者

令和3年度及び令和4年度において、公の施設の指定管理者が執行した当該管理に係る出納その他の事務

## 2 監査執行者

監査委員 玉川豊一

監査委員 神山哲太郎

## 3 監査の対象部署等

### (1) 定期監査

財政部、市民生活部、環境衛生部、福祉部、健康こども部、都市建設部、教育部及び選挙管理委員会事務局

### (2) 財政援助団体等監査

1(2)に該当する財政援助団体等で定期監査の対象となった部署が所管するものうちから抽出した次の対象団体

#### ア 財政援助団体

対象部署	団 体	令和3年度 補助金等の 交付額(円)	市が事務 局を担当 する団体
市民生活部	樽前山火山防災協議会	24,000	○
	札幌地方山岳遭難防止対策協議会 苫小牧市山岳 遭難救助隊	118,000	○
	苫小牧市町内会連合会	1,300,000	○
	苫小牧市防犯協会	898,000	○
	苫小牧市交通安全母の会連合会	277,090	○
	苫小牧市交通安全指導員会	1,843,416	○
	苫小牧市交通安全推進委員会	3,385,000	○
福祉部	苫小牧市民生委員児童委員協議会	37,680,596	○
健康こども部	苫小牧市中学校区別生徒指導連絡協議会連合会	87,000	○
	胆振東部青少年指導連絡協議会	102,000	○
都市建設部	苫小牧市まちを緑にする会	387,000	○
	第39回全国都市緑化北海道フェア 苫小牧実行委 員会	3,000,000	○
教育部	苫小牧アートフェスティバル実行委員会	250,000	○
	PMF 苫小牧実行委員会	470,627	○
	青少年ミュージックキャンプ実行委員会	293,280	○
	苫小牧市成人式実行委員会	970,925	○
	苫小牧市民文化祭実行委員会	848,252	○
	樽前アートスクール実行委員会	787,713	○
	苫小牧音楽祭実行委員会	718,768	○
	苫小牧市学校給食会	16,060,188	○

#### イ 公の施設の指定管理者

対象部署	対象施設	指定管理者	指定期間及び期間中の 指定管理費の債務負担 行為限度額(円)
都市建設部	苫小牧市緑ヶ丘公園、苫小牧 市緑ヶ丘公園展望台	長岡造園株式会社	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日 171,871,000
教育部	苫小牧市文化交流センター	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日 281,575,000

#### 4 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年3月28日まで

#### 5 監査の方法

苫小牧市監査基準(令和2年3月18日決定)に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。

##### (1) リスクの評価

過去5年間の定期監査における指摘事項及び指導事項から発生の頻度が高かった次の上位8項目をリスクの高い事務処理とした。

事務処理区分	過去5年間に発生した具体的な事務処理
契約事務	随意契約理由・予定価格作成根拠が不明確、見積書・仕様書の未添付、契約保証金免除事項の誤り等
財政援助団体等の出納事務	領収印・使途の確認ができない支出、通帳と伝票の不一致、領収書・支出証拠書類の未保管等
予算執行に係る支出事務	前年度納品の翌年度支出、支払遅延、予算措置のない支出負担行為等
補助金・助成金事務	不明確な補助対象基準、曖昧な補助金の算定方法、支出と交付要綱の不一致、補助金算定の誤り、補助金の使途と目的が不一致、補助金交付決定前着手、補助金充当経費が特定不能等
財産管理事務	申請書のない貸付許可、金券の管理不備、使用料免除理由が不明確等
タクシーチケット、切手等の管理事務	受払簿記載の不備、集計誤り、不明瞭な記載、受払簿の未整備等
物品購入等に係る支出事務	分割発注、契約課への依頼省略、登録外業者からの購入
資金前渡事務	資金前渡金の未精算、資金前渡金の7日以内精算の未実施、領収書未添付、戻入現金の長期保管等

##### (2) 監査の実施方法

重点項目とした事務処理を中心に、監査の対象となった部署等からあらかじめ資料の提出を受けるとともに、担当職員から説明を受け、次の関係書類から抽出して監査を行った。

また、苫小牧市文化交流センターの指定管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープ及び苫小牧市緑ヶ丘公園及び苫小牧市緑ヶ丘公園展望台の指定管理者である長岡造園株式会社を対象として実地監査を行った。

## ア 定期監査

### (ア) 収入事務

主に調定から収入の整理に至るまでの事務に関する調定書、収入原符、現金引継簿、領収書(控)等

### (イ) 支出事務

主に支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務に関する支出負担行為書、支出証拠書類、現金出納簿、資金前渡関係書類、契約関係書類等

### (ウ) 財産管理事務

主に財産の貸付け及び管理に係る事務に関する貸付申請書、使用許可申請書、備品台帳等

## イ 財政援助団体等監査

### (ア) 財政援助団体の事務

主に補助金交付申請書、補助金交付決定書、収支精算報告書等

### (イ) 公の施設の指定管理者の事務

主に協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業報告書等

## 第2 監査の結果

全体を通じておおむね適正に事務処理が行われていたが、次のとおり一部において是正、改善等の措置を求める事項が見られた。

### 1 収入事務

施設使用料の算定を適正に行うべきもの

【教育部 勇弘公民館】

使用料に暖房料を加算せず、利用者から使用料を過少に徴収しているものが見られた。

苫小牧市公民館条例(昭和25年条例第4号)では、10月15日から翌年の5月15日までの期間において使用する場合の使用料には暖房料を加算すると規定されており、当該期間の使用に係る使用料の算定を誤ったものである。

また、公民館不使用届の提出により、使用料の5割に相当する額を還付すべきところ、

全額を還付したことにより、利用者に過大に還付していたものが見られた。

苫小牧市公民館規則（昭和 61 年教育委員会規則第 3 号）では、使用開始日の 20 日前までに使用しない旨の申出があったときは使用料の全額を、使用開始日の 10 日前までに使用しない旨の申出があったときはその 5 割に相当する額を還付するよう規定されている。公民館不使用届の提出が使用開始日のそれぞれ 11 日前及び 17 日前であったため、使用料の 5 割に相当する額を還付すべきところ、全額を還付したものである。

施設使用料の徴収及び還付に当たっては、条例及び規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。

## 2 契約事務

産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの

【教育部 学校給食共同調理場】

旧第 2 学校給食共同調理場の閉鎖業務において、産業廃棄物である高圧変圧器、高圧コンデンサ及び高圧油入遮断機並びに地下タンクの廃止に伴う残油の処理に当たり、産業廃棄物処理業者ではない者に処理を委託しているものが見られた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）においては、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、その処理を他人に委託する場合には、北海道知事が許可をした収集運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければならないと規定されている。産業廃棄物の排出事業者である市が自ら収集運搬業者及び処分業者と委託契約を締結しなければならなかったものである。

産業廃棄物の処理に当たっては、関係法令を遵守して適正に処理する必要がある。

## 3 財政援助団体等事務

寄附金の処理を適切に行うべきもの

【都市建設部 緑地公園課】

令和 3 年 8 月下旬から翌年 3 月までの間に苫小牧市まちを緑にする会（以下「まちを緑にする会」という。）が受け付けた緑の募金に対する寄附金を、緑の募金事業の実施主体である公益社団法人北海道森と緑の会（以下「森と緑の会」という。）に納付していなかったため、過去の分を含め寄附金等がまちを緑にする会の預金口座に滞留していた。緑の募金

に対する寄附金は、まちを緑にする会が収入として受ける必要があるが、当該寄附金は、その収入として経理されていなかった。

まちを緑にする会は、本市において受け付けた緑の募金に対する寄附金を森と緑の会に納付し、森と緑の会から受ける交付金を事業費の一部に充てており、緑の募金に対する寄附金を適切に管理し、処理する必要があった。

### 第3 監査意見

令和4年度の定期監査及び財政援助団体等監査を通じての意見を申し述べる。

#### 1 市が事務局を担当する財政援助団体について

市がその事務局を担当する財政援助団体の現金出納事務等に関して、経理伝票が作成されていない、現金出納簿が現金の動きに応じて作成されていないといった事例が見られている。また、補助金等を交付する市の立場と補助金を受ける団体の立場を区別して対応する必要があるところ、決裁書類において市の立場の者がその両方を処理するなどその役割を混同しているような事例が見られている。

一つ一つのミスは小さなものではあるが、財政援助に係る財源は市民の税金等によるものであり、市職員が管理している点からも、現金出納事務等は公金に準じて厳正に取り扱う必要がある。

平成27年度定期監査において財政援助団体の事務について適正な取扱いを確保する必要があるとの監査意見を述べたところであり、財政部財政課が財政援助団体における現金出納事務等のガイドラインにそのルールを定めており、それらの趣旨を改めて確認し、適正に対応する必要があるものとする。